

平成22年3月10日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成22年3月10日
開会 16時23分 閉会 17時30分
- 2 場 所 役場5階会議室
- 3 出席委員 6名
委員長 堀川貴庸
委員 谷口和弥 野原恵子 前川敏春 大野和政 千葉幹雄
議長 古川稔
- 4 事務局 局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 5 傍聴者 中橋友子 増田武夫 芳滝 仁 斉藤喜志雄 牧野茂敏
助川順一 乾 邦廣 勝毎 平田記者
- 6 説明員 民生部長 新屋敷清志 子ども課長 森 範康
児童福祉係長 亀田 貴仁 町民課長 川瀬 俊彦
- 6 審査事件 別紙
- 7 審査結果 別紙

委員長 堀川貴庸

◇審査内容

(16:23 開会)

- 委員長（堀川貴庸） ただいまから、民生常任委員会を開会いたします。本会議のあと、大変お疲れ様でございます。まず、一番付託された議案の審査について、(1) 議案第24号幕別町子どもの権利に関する条例についてを議題といたします。この議案につきましては、先般民生常任委員会の中で、質疑の途中で継続になりましたので、引き続いて質疑をしたいという風に思います。持ち帰られて、ご相談、ご検討されたと思いますけれど、引き続いて質疑を受けたいと思います。委員の皆様からありましたら、どうぞ。ここで、若干休憩を取りたいと思います。
- (休憩)
- 委員長（堀川貴庸） それでは休憩を解いて、会議を開きます。ほかに質問等ございませんか。野原委員。
- 委員（野原恵子） 10ページのところで、他の議員の方々からも意見も出されまして、それできちっと文言を整理したほうが良いのではないかとということもありまして、第1号関係のところの(1)ですが、一人ひとりの尊厳の源である命がということと、一人ひとりの尊い命がという風に文言を代えたほうが、しっかりとその真意が伝わるのではないかとということ。次は一番下の(5)第5号関係のところですが、このところの文言も修正するというので、子ども自身やその家族の国籍、性別、障がい等を理由としてという風にしたいほうが、すっきりするのではないかとことです。その後ですね、いわれのない差別や不当な扱いを受けることがあってはいけません。このところですが、差別や不当な扱いを受けることがあってはいけません。このため子ども一人ひとりの尊厳が、保たれながら育つことができるようこれを権利として明らかにしています。このように文言の修正をということで、発言させていただきます。
- 委員長（堀川貴庸） 今、野原委員のほうから、ご提案のありました第5条の安心して生きる権利の中で、解釈・運用の第1号関係、それから第5号関係の中でご提案をいただきました。このような内容で、よろしければ。千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） あの私、聞き漏らしたところもあるんですけど、頭悪くてよく分からないんですけど、この尊厳の源である命がと、尊い命がの違いというのは、これどういうことなんでしょうか。どちらも同じようなことだろうけど。
- 委員長（堀川貴庸） 子ども課長。
- 子ども課長（森範康） 広辞苑で知りえた言葉なんですけども、命というのは生物の生きていく原動力だと、もっとも大切なものだという広辞苑の解釈です。それから、尊厳のほうは尊く厳かでおかしのことという、広辞苑の解釈になっていますので、命は根源としてあって、それと尊厳というものは別、別というのでしょうか、という風に考えているということです。
- 委員長（堀川貴庸） 野原委員。
- 委員（野原恵子） 私の解釈としてはね。命と尊厳というのは、対等なものというか、命はなくなっても尊厳はありますよと、そういう風な解釈になるのかと思うのですよね。よく亡くなった方でも、いろんな人生の歩みの中で尊厳は残りますよ。そういう意味では尊厳と命が対等なものといった風な、私はそういう押さえ方でこれを見ていたんですけど、そうしますと尊厳の源である命がという風になると、並列なものにはならないのではないかと感じたものですから、こういう風に語句を訂正するという事は理解できるなと思って聞いておりました。

- 委員長（堀川貴庸） 子ども課長。
- 子ども課長（森範康） 第5条の第1項は、これが命ということを主としてきていしているところですので、直した理由として、まず命というのが主となるという考え方で、尊いという言葉の前に持ってきたということです。先ほどいいましたけれど尊厳という言葉が、尊く厳かであるという言葉ですけども、尊厳の尊がかぶってしまうんですけども、大事にすべきである、敬い重んずべきであるというのが尊いという言葉で、厳の字が威儀正しく近寄りたいたいことということなんですけども、やはり一語の命という言葉で尊い命という風にまとめさせていただいた、ということです。
- 委員長（堀川貴庸） 千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） 5号のこれはすっきりして分かりやすい表現だと思う。5号のこれはね。ただ、1号の尊厳の源、最も尊くて厳かなものである命ということだとすれば、僕はその通りだと思うし、尊い命も同じだよ、意味は同じことだけでも、そこにその命の重さを更になんというか厳かなものにおいて、命が大事だということを言ってるわけだな、このもとの原案というか、それは何も尊い命と尊厳の源である命と、違いがないというか、命はやはり人間生きていく中で、命が一番大事だよという意味ではその元もとのほうが、尊厳とか普段使わない言葉を使っているといったらそれはそうだけれども、それほどこだわる、変えなきゃならないというほどこだわるものでは、無いような気がするのですが。
- 委員長（堀川貴庸） もう一度、休憩を取ります。
- （休憩）
- 委員長（堀川貴庸） それでは、再開をいたします。ほかにないようでしたら、討論に移りたいのですが、討論もなければ採決に移りたいと思います。それでよろしいですか。ちょっと、その前に説明員の方、退席されますので暫時休憩いたします。
- （暫時休憩）
- 委員長（堀川貴庸） 再開いたします。それでは、討論のほう、省略しまして採決に移ります。議案第24号、幕別町子どもの権利に関する条例につきまして、原案の通り可決することにご異議ございませんか。
- （はいの声、多数）
- 委員長（堀川貴庸） 異議なしと認めます。よって、幕別町子どもの権利に関する条例は可決されました。なお、先ほどの9ページ、10ページ、それから11ページ、12ページのほうは差し換えお願いいたします。続きまして、(2) 発議第1号、幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明員入室されますので、暫時休憩いたします。
- （暫時休憩）
- 委員長（堀川貴庸） 再開いたします。先に資料配布のため、また休憩します。
- （暫時休憩）
- 委員長（堀川貴庸） それでは、再開いたします。今、お手元に資料が配布されましたので、担当のほうから説明を求めたいと思います。町民課長。
- 町民課長（川瀬俊彦） それでは配付させていただきました資料に基づきまして、説明させていただきます。一枚目の資料をご覧くださいと思います。今回は、道内で幕別町と人口規模が同程度の自治体の先進事例に基づきまして、試算を提示させていただくものであります。道内で人口規模一万人以上での、先進事例としましては、北斗市、七飯町、瀬棚町、長沼町、

栗山町などがあります。その中で、北斗市につきましては人口が約4万9,000人、医療費の助成を実施してから4年が経過しております。また七飯町につきましては、人口約2万9,000人で同じく医療費の助成を実施してから6年が経過するところでもあります。他の三町につきましては、まだ実施してから1年から3年程度ということで、まだ実施してから日があさいという、そういうような実態であります。そこで、今回町といたしましては、北斗市と七飯町の事例を参考に試算させていただいたところでもあります。試算例としまして、二つお示ししております。一つ目につきましては、この資料の上段のほうに記載しているものでありますけれども、北斗市と七飯町の平成22年度当初予算ベースに基づいて、試算をいたしました。その結果、必要な財源につきましては資料の真ん中付近をみていただきたいんですが、幕別町に換算すると約6,000万円ということでもあります。二つ目の試算につきましては、この資料の下段のほうになりますけれども、北斗市の平成20年度の実績ベースに基づいて試算したものであります。これによりますと、幕別町における必要な財源は一番下の段になりますが、約5,200万円ということになります。それが概要でありますけれども、個別に具体的に説明させていただきたいと思っております。また、資料の上段のほうに戻っていただきたいんですが、これは平成22年の当初予算をベースにして計算したものでありまして、拡大分のみと書いてありますけれどもこれはいわゆる医療費の助成につきましては、どこの町村も北海道医療給付事業と合わせて助成を行っております。ですから、北海道と合わせてやる場合は道と市町村が二分の二つ折半して助成しておりますので、それは補助分ということで、この数値からは除いております。ですから拡大分というのは、いわゆる市町村が単独で行っている医療費の助成分を抜き出したものということでご理解いただきたいと思っております。北斗市は、小学生、中学生に実施しております、対象者は3,880人、小学生は概ね2,500人です。中学生は概ね1,300人程度であります。七飯町につきましては、就学前の児童についての医療費助成もこの予算の中に含まれていまして、これ中々分解出来ないということなので、合わせた形で載せております。就学前の児童につきましては約1,400人、小学生につきましては約1,300人ということでお聞きしております。七飯町の場合につきましては、就学前の児童も含まれておりまして、就学前の児童につきましては、これいわゆる1割負担の生じない場合につきましては、初診時の一部負担金が発生します。その初診時の一部負担金につきましても、単独で七飯町は助成しておりますので、その分を除外しなければならないと、そして実質的には1割負担とか、入院の1割負担とか通院の3割負担、そういうものだけの数字で補正をしなければならないということから、以下の計算式が書いてあるというものであります。点線の下になりますけれども、七飯町については就学前も含めた数字となっており、就学前は助成が1割分ではないことから、これは1割分ではないというのは主に課税世帯の通院の場合は、自己負担は1割でありますけれども、それがほとんど支配的な助成費の占めるものですから、こういう書き方をしております。単純に割り返すと一人当たりの扶助額が低くなってしまいます。これは小学生は3割負担だからです。よって、小学生のみの一人当たりの扶助費の額を、推計しなければならないというものであります。就学前の初診時一部負担金を、幕別町の平成20年度実績から推計いたしますと、幕別町では約330万円でありますので、これを案分かけますと七飯町では約500万円程度になります。ですから6,500万円からこの初診時一部負担金を除外いたしますと、6,000万円ということになります。この6,000万円がいわゆる自己負担の1割分と3割分に相当する金額だと推計しております。その6,000万円は就学前につきましては1割分になりますが、小学生は3割になりますので、それぞれの割合に

応じて1割分だったらいくらになるのかという、単価みたいなものを出しました。それでいきますと、就学前の児童が約700人ですから700人と1割、それと小学生の1,300人の3割分を掛け算したものを足して、それを分母にして6,000万円を割りました。その結果、13,043円ということになります。これ1割分です。これを3割分に換算すると、3倍すればいいわけですから、39,129円になるということで、上の表で七飯町は一人当たりの扶助費が24,074円と書いてありますが、このような補正をすると39,129円になると思われまふ。北斗市の31,365円と七飯町の39,129円の平均をとりますと、35,247円ということになりました。この単価に幕別町の小学生1,700人を掛算すると、6,000万円になったということでもあります。続きまして、北斗市の20年度の実績ベースに基づく話でありますけれど、これにつきましては北斗市から聞き取り調査を行いまふ、この表のとおりの数値を得たものであります。北斗市におきまして扶助費の実績としては、小学生の実績が8,148万円くらい、対象者が2,552人なので一人当たりは割り算すると、31,930円ということになります。就学前も同じように数値があつて、一人頭は41,274円になりますので、就学前の数字を分母にして小学生を割ってみますと、77.36%になったということでもあります。ですから、小学生と就学前の児童の比率を幕別町に当てはめてみると、どうなるかということで積算いたしますと、小学生の扶助費につきましては就学前の幕別町の一人頭39,009円ということになりますので、これに77.36%を掛け算いたしました。その結果、30,177円になったということでもあります。ですからこの小学生の一人当たりの単価に、1,700人を掛け算すると5,200万円になったということでもあります。以上です。

○ 委員長（堀川貴庸） 民生部長。

○ 民生部長（新屋敷清志） それと、罹患率の話が出ておりましたのでその関係につきまして、ご説明をさせていただきたいと思いますが、2枚目からですね。文部科学省で実施しております学校保健統計調査というのがありまして、これの平成21年度の速報結果が文部科学省のホームページにありましたので、抜粋をさせていただきました。罹患率というのは出すのは非常に難しいのではないかと思います、どういうものから持ってきたら良いかということで考えてみたんですけど、ここに表がでておまして左側が区分として、90%以上からそれぞれの罹患する率が出ているのですけれども、それぞれ幼稚園、小学校、中学校、高等学校と出ておりました。それで、幼稚園というのは5歳と6歳ですか、小学校はそれ以上になるんで、幼稚園の下のほうの人の率は、統計調査で出てませんので幼稚園の2学年と小学校の6学年というのですか、そういうところをみていただいて率がでていると思うんですけど。まず、幼稚園の40%から50%のところはむし歯ですね、う歯というのですけれども、それが40%から50%の間に入るんですけども、小学校になるとこれが60%から70%むし歯が増えるというような、罹患率というか状況になっているということでもあります。それと、主なところで申し上げますと幼稚園の2%から4%が鼻とか鼻腔の疾患になるのですけれども、小学校にいきますとこれが10%から20%のほうの率になってくるということ。鼻とか鼻腔疾患ですね。それと同じく三番目の耳の疾患についても、幼稚園の場合は2から4ですけども、小学校になると4から6になる、以下それぞれこういうことになっているので、その率をのちほどご覧になっていただければとも思っています。次の2枚目にはですね、その単純な率を書いたやつがありますので、このほうが分かりやすいのかなと思いますけれども、まず裸眼視力でいきますと幼稚園のほうの21年度が一番下みていただきますと、24.9%が1.0くらいの裸眼視力が低くなってくる。小学校については、29.7%ということで、少し目が悪くなるということが出ております。それと、

耳の疾患については、2.9に対して5.5ということで、これも小学校のほうが高くなっております。それと鼻とか鼻腔疾患ですね、これも4.0に対して12.6ということで小学校のほうが多くなっています。次の口腔咽喉頭関係はこれは逆に、幼稚園のほうが高くなっています。2.0の1.6で。むし歯はここに書いてあります。先ほども言ったんですけども、21年度46.5の幼稚園に対して小学校では61.8くらいに増えるということになっております。これ一応学校保健統計調査ということで、幼稚園以下の人入っていませんので、それも含めるとどのようなことになるか分かりませんが、一応疾病の異常の罹患率ということに対しますと、このようなことで統計が出ているということでありまして、先ほど課長のほうから説明しました北斗市の前のページの下の欄ではですね、この罹患率だけではなくて実際に通う率はですね、小学生になると少なくなるというのは北斗市のベースから分かると思いますけれど、それが北斗市でいくと77.36%くらいの病院に掛かる率としては、それくらいなのかなということで紹介させていただきます。以上です。

- 委員長（堀川貴庸） ありがとうございます。行政のほうから追加の資料で、配られましたけれども、これらの点につきまして質疑がありましたらお受けしたいと思います。谷口委員。
- 委員（谷口和弥） 出していただきました資料の2枚目と、3枚目についてちょっと質問させていただきたいと思います。被患率ということでありました。被患率別状況であります。被患率というのは、どうとったらよいのでしょうか。結局、今、ここで問題とされるのは、病気になったからということではなくて、その結果通院をするかどうかということが、今、ここで問題になってくると思うんですけど、この被患率というのは、この資料でみるとおそらく検診か何かの関係での数字で、このことが病院にそのまま通院するということとは、まったくイコールではないんでないかと、推察するんですが。
- 委員長（堀川貴庸） 民生部長。
- 民生部長（新屋敷清志） 確かにそのとおりでと思います。統計上、学校でむし歯の本数を数える学校歯科健診だとか、健康診断とかの中でみつけられた、これが罹患率というか被患率というか、患者の率ということなものですから、そういうものが見受けられるということですので、この方たちがすぐ病院に行くとかという形にはなっていないと思います。
- 委員長（堀川貴庸） ほかに、千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） 関連して。この資料、罹患率というのですか、主な疾病・異常等の推移、この資料はどこからとったものなんですか。
- 委員長（堀川貴庸） 民生部長。
- 民生部長（新屋敷清志） その上のほうに書いてありますけれども、文部科学省で、一番上のところに書いてあるんですけど、2枚目の一番上のところに書いてあるんですけど、文部科学省の白書の中で、毎年、学校保健統計調査というのをやっております、その部分が統計上出ておりますので、これ、毎年出ておまして、ホームページ見ていただければ分かるんですけども、その結果から抜粋して、その途中のページに入っておりますので。
- 委員長（堀川貴庸） ほかにございませんか。それでは、説明員のかた、退席されます。暫時休憩いたします。
- （暫時休憩）
- 委員長（堀川貴庸） それでは再開いたします。それでは、発議第1号の議案につきまして委員の皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。千葉委員。

- 委員（千葉幹雄） ただ今、行政のほうから道内の類似町村の事例として資料をいただきました。見ますと、先般でた数字と％ですけれど管内の町村、医療費の助成を小学生までやっている管内町村の就学前と、1年生の％ですけれどちょっと多いような気がします。これが正しいのか、どっちが正しいのかは別としてですね、多いような気がします。よってですね、ちょっと自分なりに調査をしたいという風に、これを踏まえてですね、調査をしたいと思いますのでできればまだ会期中ありますので、もう少し時間をいただければありがたいと思います。
- 委員長（堀川貴庸） ほかに。大野委員。
- 委員（大野和政） 今、そういう意見が出たんでしたら、そういうことで進めていただきたいと、思います。
- 委員長（堀川貴庸） 先ほど、千葉委員の方からもう少し調査研究をしたうえで、ということで、ご意見をいただいたのですが、会期中の継続審査ということで、進めさせていただきたいと思っておりますけれども、皆さんよろしいでしょうか。
- （休憩を求める声有り）
- 委員長（堀川貴庸） それでは、休憩をいたします。
- （休憩）
- 委員長（堀川貴庸） それでは、再開をいたします。前川委員。
- 委員（前川敏春） 先ほどいろいろな中で調査研究したいという、継続の、会期中の申し出があったわけですから、私はそれに賛同して委員長がそういう判断をしていただきたいな、という風に思います。
- 委員長（堀川貴庸） それでは、再度おはかりいたしますけれども、会期中の継続ということで取り扱いさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。
- （異議なしの声有り）
- 委員長（堀川貴庸） はい。次回の委員会の日程等は、正副委員長にお任せ願いたいと思っております。次第の2番目で付託されました陳情の審査について（1）陳情第2号、保育所の国の基準廃止・緩和の中止を求める意見書についても引き続き審査したいと思います。こちらについてもまず委員の皆さんの意見等をお聞かせ願いたいと思っておりますけれども。野原委員。
- 委員（野原恵子） 今、保育所の基準が廃止されるということで、詰め込みの保育がされているということが本当に懸念されるんですね。そういう点では、本当に子どもたちが、保育所にいる子どもたちがきちっと保育の中で、充実した保育を進めていくということは、保護者にとっては、切実な問題だと私は思っているんです。そういう中で、規制緩和が無くなって無制限の受け入れをされるようになってから、公立の保育所での乳幼児の死亡事故が急増しているというんですね。ですから、今回はその部分だけの国の基準の緩和の中止を求める意見書なんですけれども、これが通ってしまったら、ほかの基準も緩和されていくということで、このことは子どもにとっては不幸なことだと、私自身は考えています。
- 委員長（堀川貴庸） ほかにご意見ございませんか。谷口委員。
- 委員（谷口和弥） 本当に、今子どもをめぐる状況としては、今の保育所の基準ですら、大変なものがあるんだという風に、認識しているところなんです。一人当たりの面積、2歳未満だったら1.65㎡、2歳以上では1.98平方メートル、要するに畳1枚分くらいなんですよね。それが施設の基準である。そういった中で更に詰め込みを行っていくということについてはですね、非常に保育の危機を感じる、そういった中身があって、今回のこの陳情につきましては、非常

に願意が理解できる中身だという風に思っております。以上です。

○ 委員長（堀川貴庸） ほかに。千葉委員。

○ 委員（千葉幹雄） 根本的に待機児童をなくそうということで、こういう規制緩和をしながら受け皿を広げていく、窓口を広げていくということだという風に思うんです。それで、この陳情書に書いてあるように、わが町で詰め込み保育によって保育所での死亡事故が増えています、これは、全国的なことを言っているんだろうと思いますけれども、わが町の実態としてこういうことになっているのかどうなのか。そしてやっぱり、基本的には、児童数に子どもの数に応じた保育士ですとか、そういうことは勿論配置するわけでありまして、必ずしも幕別町の実態としてね、この陳情の言っていることが合致をしているとは、私は思わないんですよね。それよりもわが町においては、待機児童をなくするようにして、これはある意味の規制緩和ですよ。そういった制限を取っ払って、待機児童をなくしましょうということですから、私はある意味ではいいんだろうという風に思うんですよね。ただ、そこで例えば何十人も保育士を増やしたらだめだとか、あるいは増やさないとかいうことであれば、問題ですけども。大都会と違ってわが町は、面積的なことをいってもそんなに極端にすし詰めというんでしょうかね、そういうような状況、詰め込みという表現が当たるのかどうなのかということについて、私はそうではないという認識はしております。

○ 委員長（堀川貴庸） 野原委員。

○ 委員（野原恵子） わが町でどうかということなんですが。先ほども町長の答弁の中で保育所のこともちらっと触れられたのでは、ないかと思うのですけれども。一般質問の中でね。年度初めは定員ですけども、乳幼児の場合は定員以上受け入れられないという、そういう状況があって待機児童がいるということなんです。ですから、待機児童がいたという、乳幼児の場合。保育士がいなかったとか。ですけども、それが解消したとしても、受け入れしてしまうと定数以上に乳児を受け入れるということが、そういうことも懸念される場合があると思うんですよね。基準が廃止されると、もし乳児が受け入れて欲しいという希望があった場合に、これがなかったら保育士がいなくてかそういうこと以外に、受け入れてしまった場合にはすし詰めになる可能性を含んでいるんですよね。だからわが町に、置き換えて今がそうでないからといって、こういうものが撤廃されたらそういう可能性も、わが町に生まれますよということですから、そういう点ではわが町のことだけ考えていいのかということだって、ありうるんだと私は思います。

○ 委員長（堀川貴庸） 千葉委員。

○ 委員（千葉幹雄） 今、野原さんがおっしゃったのはね、途中で乳幼児を受け入れてくれということで、そういう子どもの数に対して保育士が、守っているわけですから。ですから入れられないということですから。それはルールがあるわけですから、これは規制緩和になったからといって、どんどん入れるとかにはならないわけですから、それは全然違う話ですからね。この問題とはね。基本的に違う話。さっきいったのは、年度途中だから保育士さんを雇うことが困難だから、そういうことがあったということですから、それは今回の話とは違う。

○ 委員長（堀川貴庸） ちょっと休憩いたします。

○ （休憩）

○ 委員長（堀川貴庸） それでは再開をいたします。前川委員。

○ 委員（前川敏春） それぞれいろんなご意見がある中で、今ここできちっとした判断はつきか

ねます。それで、次期継続審査のあれがありますので、議会の会期中に判断さしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

- 委員長（堀川貴庸） 今、前川委員の方からもう少し検討をしてはどうかというような、ご提案がありました。委員の申出ですので、おはかりさせていただきますけれども、こちらの陳情につきましても、次回委員会まで継続したいと思います。よろしいでしょうか。
- （異議なしの声あり）
- 委員長（堀川貴庸） ではそのように取り扱いさせていただきます。最後、その他の所管事務の項目については、先日決めませんでした。これらについては次回でよろしいですか。
- （はいの声あり）
- 委員長（堀川貴庸） それでは持ち帰っていただいて、ご検討いただきたいと思います。それでは、本日の民生常任委員会は終了したいと思います。

(17:30 閉会)